

公共下水道接続促進助成金制度について

平成25年度から公共下水道接続促進助成制度が始まりました。この制度は、生活環境の改善および公共用水域の水質保全と、下水道の整備効果を早期に向上させるために設けたもので、新たに接続していただく世帯を対象に助成金を交付するものです。

◆対象者（下記項目全てを満たす方が対象です。）

- ・平成25年4月1日以降に排水設備の新設工事申請が受理されていること
- ・世帯構成員に市税及び水道料金の滞納者がいないこと
- ・供用区域内における家屋の所有者又はその同意を得たものであること
- ・供用開始日から3年を経過していないこと

◆対象外

- ・新築
- ・営利を目的とする住宅開発事業に係るもの
- ・受益者負担金を賦課しない区域
- ・法人格を有する者

◆申請方法

申請は1人でも、グループ（2人以上）でも可能です。グループのメンバーは、ご近所同士でお誘い合わせいただくなど、できるだけ多くの方とグループになって申請していただくほど、1人あたりの助成金額が大きくなります。申請の手続きは、排水設備工事の申請をする時に併せて行なっていただきます。なお、グループによる申請は、メンバー全員の記名・押印が必要となります。ただし、「メンバー全員の接続工事が交付決定日から原則90日以内に完了すること」が条件となります。

○詳しい流れは『橋本市公共下水道接続促進助成金申請の流れ』を参照して下さい。

◆助成内容

申請件数	助成金額（1件当たり）
1件	7万円
2件から10件	10万円
11件から20件	13万円
21件以上	16万円

※ 助成金の金額は、接続工事費用の半分の額です。ただし、申請件数に応じて上記のとおり上限額が決められています。

※ グループ申請を行う場合は、代表者を決めて申請者全員の書類をまとめて提出すること。